

OB 会会員の皆様へ

皆さま、こんにちは！ 理事の佐々木です。

半年に一度（2 月、8 月）、企業年金に関する情報を発信させていただいておりますが、今回は遺族年金についてです。タブー視しがちな話題ですが、万一の場合に備えて正しく理解し、日頃から家族と話し合っておくことが大事ではないかと思い取り上げてみました。

「AIG 企業年金」と「公的年金」では、その取扱いが異なりますのでわけて説明します。

1. AIG 企業年金

私たちの企業年金は、終身年金受給の方と確定年金受給の方がおり、それぞれで異なります。

（終身年金受給者）

終身年金は正確には「10 年保証終身年金」と言って、年金受給開始から 10 年間は生死にかかわらず支給が保証されているものですが、10 年以上は生存している場合に限り年金が支給されるというものです。例えば、60 歳から年金を受給していて 68 歳でなくなった場合は、残り 2 年分が遺族に一時金として支払われますが、70 歳を超えてから亡くなった場合は遺族に支払われるものではありません。つまり、終身年金受給者は生きている限り年金がもらえますので長生きすることが大事です。

（確定年金受給者）

確定年金受給者の場合は、確定期間満了前に亡くなった場合は残りの期間分が遺族に支払われます。例えば、65 歳から 20 年確定年金を受給している方が、80 歳で亡くなった場合は、15 年間分の年金を受給済みですので残り 5 年分が遺族に支払われます。尚、遺族には年金ではなく一時金で支払われます。また、遺族一時金を受給できる遺族の範囲と順位は、①配偶者、②子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹、③主としてその収入によって扶養されていたその他の親族です。

詳細は AIG 企業年金基金の HP をご確認ください。

[年金受給者の方へ | AIG 企業年金基金](#)

2. 公的年金

公的年金において、遺族年金が受給できるのは死亡した人に生計を維持されていた配偶者や子供です。基礎年金と厚生年金で異なりますので、こちらもわけて説明します。

（基礎年金）

基礎年金で遺族基礎年金を受給できるのは、亡くなった人に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」です。年金額は一律で子のある配偶者は、81.6 万円（年額）+子の加算額 です。尚、子の加算額は、一人目、二人目が、各 23.48 万円（年額）、3 人目以降の子の加算額は、各 7.83 万円（年額）です。

子のある配偶者が遺族基礎年金を受給できる期間は、すべての子供が満 18 歳になる年度の 3 月 31 日までです。また、亡くなった人の子供が受給する場合は、受給する本人が 18 歳になる年度の 3 月 31 日までです。

（厚生年金）

厚生年金で遺族厚生年金を受給できるのは、亡くなった人によって生計を維持されていた子のある配偶者、子、子のない配偶者、父母、孫、祖父母の順番で優先的に受給権が与えられます。遺族基礎年金とは異なり、子のない配偶者や 18 歳以上の子供がいる配偶者でも、一定の条件を満たせば遺族厚生年金の受給が可能です。

遺族厚生年金の年金額は遺族基礎年金のように一律ではなく計算方法が複雑ですが、基本的には亡くなった人が受け取る予定だった老齢厚生年金額の報酬比例部分の 3/4 です。亡くなった人が繰り下げ受給をしていて年金が増額されていた場合でも増額される前の年金額の 3/4 です。

65 歳以上で老齢厚生年金を受け取る権利のある人が、配偶者の死亡により遺族厚生年金を受給する場合は以下のように求めます。

以下の①と②を比較して高いほうが遺族厚生年金額となります。

- ① 亡くなった人の老齢厚生年金の報酬比例部分の 3/4 の額
- ② 亡くなった人の老齢厚生年金の報酬比例部分の 1/2 + 本人の老齢厚生年金の 1/2 の額

ただし、日本の公的年金制度では「1 人 1 年金の原則」が定められていますので、自分の老齢厚生年金と遺族厚生年金の両方を同時に満額受け取ることはできません。

そのため、65 歳以上で老齢厚生年金の受給権のある配偶者が遺族厚生年金を受け取る場合、原則として老齢厚生年金が全額支給されることになります。したがって、遺族厚生年金より老齢厚生年金の年金額が高い場合、遺族厚生年金は受給できません。

遺族厚生年金をもらえる期間は、妻が受給する場合は再婚などをしない限り終身でもらえます。妻の死亡時に夫が 55 歳以上であれば終身で受け取れますが、55 歳未満の場合は遺族厚生年金を受け取ることはできません。子が受け取れる場合は子が 18 歳に到達する年度の 3 月 31 日までとなります。

詳細は日本年金機構の HP をご確認ください。

[年金を受けている方が亡くなったとき | 日本年金機構](#)

企業年金に加入していたことを元気なうちに配偶者や家族に伝えていなかったために、亡くなった後に残された遺族がその存在を知らずに長期間手続きがされず不利益を被ったことや相続において遺族間で揉め事になることが AIG でも時々あったように記憶しています。

そうした場合でも、AIG 企業年金基金や日本年金機構は法令や規定により取り扱い、遺族などの意向により臨機応変に取り扱ってはくれませんので、OB の皆さんが元気なうちに日頃からご家族とよく話し合っておかれることをお勧めします。

次回は、2025 年夏頃に AIG 企業年金基金から発信されます企業年金に関する決算報告（2024 年度）について解説させていただく予定です。

寒い日が続いておりますので、体調など崩されぬようご自愛ください。

AIUOB 会理事（元 AIG 企業年金基金） 佐々木健司